

審 査 基 準

基準の名称	雇用管理改善計画の認定基準	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要
中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律	4 - 1	雇用管理改善計画の認定
基 準 の 内 容		
<p>申請者である事業協同組合等（以下「組合等」という。）又は中小企業者の改善計画が、次に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。</p> <p>（1）組合等の改善計画の認定基準</p> <p>① 改善事業（「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」第4条第1項に規定する改善事業をいう。以下同じ。）の目標、内容及び実施時期が「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善に係る措置に関する基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に照らして適切なものであること。</p> <p>② 改善事業の内容、実施期間並びに事業実施に必要な資金の額及びその調達方法が、改善事業の目標を確実に達成するために適切なものであること。</p> <p>③ 基本指針に基づく労働時間等の設定の改善、男女の雇用機会均等の確保及び職業生活と家庭生活との両立支援、職場環境の改善、福利厚生の実充、募集・採用の改善、教育訓練の実充及びその他の雇用管理の改善の7項目のうち、当該組合等の実情に照らして、労働力の確保のために必要かつ適切な項目又は実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資する項目に取り組むものであること。</p> <p>④ 構成中小企業者の概ね3分の1以上が、③の取り組むこととした項目のうち、募集・採用の改善を除くもののいずれかについて、当該組合等が掲げる目標に沿った事業に取り組むこととしていること。</p> <p>なお、「構成中小企業者の概ね3分の1以上」とは、労働者を雇用している構成中小企業者の概ね3分の1以上をいうものである。</p> <p>⑤ 組合等が、その構成中小企業者から委託を受けて労働者の募集を行う場合においては、募集に従事する者の配置等その募集に係る体制が整備されているものであること。</p> <p>なお、「募集に従事する者の配置等その募集に係る体制が整備されているものであること」とは、募集に従事する者として組合等の役員又は職員が指定されており、労働者の募集に必要な設備等が整備されていることをいうものであること。</p> <p>⑥ 生産性向上に係る改善計画は、その構成員たる中小企業者の労働力の確保に係る計画のうち、特に生産性の向上を行うために必要な労働力の確保を目的とした事業に取り組むものであること。</p> <p>（2）中小企業者の改善計画の認定基準</p> <p>① 改善事業の目標、内容及び実施期間が基本指針に照らして適切なものであること。</p> <p>② 改善事業の内容、実施期間並びに事業実施に必要な資金の額及びその調達方法が、改善事業の目標を確実に達成するために適切なものであること。</p> <p>③ 基本指針に基づく労働時間等の設定の改善、男女の雇用機会均等の確保及び職業生活と家庭生活との両立支援、職場環境の改善、福利厚生の実充、募集・採用の改善、教育訓練の実充及びその他の雇用管理の改善の7項目のうち、当該中小企業者の実情に照らして、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者の確保のために必要かつ適切な項目、新分野進出等に伴って実施することにより良好な雇用の機会の創出に資する項目又は実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資する項目に取り組むものであること。</p> <p>④ ③の取り組むこととした項目のうち、募集・採用の改善を除くいずれかの項目に取り組むこととしていること。</p> <p>⑤ 生産性向上に係る改善計画は、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者の確保を図るための計画のうち、特に生産性の向上に資する高度の技能及びこれに関する知識を有する者の確保を目的とした事業に取り組むこととし、当該計画の申請時点で、2期（1期を事業年度の当初から末日までとする。）以上の決算を実施していること。</p> <p>（3）改善計画の実施期間</p> <p>改善計画の実施期間は、5年間（終期は5年目の日を含む事業年度の末日まで）以内としていること。</p>		